

平成二十九年五月二十六日受領
答弁第三一八号

内閣衆質一九三第三一八号

平成二十九年五月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生太郎

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出東京入国管理局に収容されている外国人多数がハンガーストライキを行っているとの報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出東京入国管理局に收容されている外国人多数がハンガーストライキを行っているとの報道に関する質問に対する答弁書

一、三、四及び六について

お尋ねの「ハNST」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十九年五月九日の夕食から、東京入国管理局の被收容者の一部の者が、早期の仮放免や更なる処遇の改善等を要求し、これらの要求がいられない限り給与される糧食の摂食を拒む旨を表明して摂食を拒むという事態が生じている。

そのように摂食を拒んだ被收容者（以下「当該被收容者」という。）の数は、同日の夕食については、二十二人であり、同月二十二日の夕食については、二人である。また、当該被收容者であつて、同月九日の夕食から同月二十二日の夕食までの間に一食でも摂食を拒んだものの国籍は、イラン、インド、ウガンダ、ガーナ、カメルーン、スリランカ、中華人民共和国、トルコ、ナイジェリア、パキスタン、バングラデシュ、ペルー、ミャンマー及びリベリアである。

当該被收容者が右に述べたように摂食を拒んだ原因は、被收容者ごとに様々であると考えられるが、主な原因は、仮放免されないことに対して強い不満があること等であると考えられる。

お尋ねの「処遇改善を求める要求書」の内容については、当該「要求書」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、当該被收容者が收容されている施設内に設置された意見箱に同月十日に投かんされていた書面には、右に述べたような早期の仮放免等の要求が記載されていた。

なお、当該被收容者の一部の者は、自費で購入した食料品を摂食している。

二について

当該被收容者のうち、体調不良を申し出て病院に搬送され、医師の診察を受けた者は、平成二十九年五月二十二日時点までで六人おり、それ以外の者は、体調不良を申し出ていない。

当該六人のうち、五人は、特段の異常はないと診断され、残る一人は、自ら異物を飲み込んだため、同月十四日から三日間入院した。

五について

退去強制手続における取調べ等は法令に従って適切に行われていると認識しており、取調べにおいて「威嚇的な言動」はなく、取調べの在り方に問題はなかったと考えている。